

善謙『日次記』考

朝 枝 善 照

載がある。

右寺住職

明治十八年二月 朝枝善謙（印）

同檀中総代市木村

原田鶴松（印）

稲垣治郎右衛門（印）

能美松太（印）

田中陸一郎（印）

島根県令藤川為親殿

前書之通相違無御座候也

戸長

宮内徳香（印）

右の書類は、善謙によって提出されていることが知られるので、『高城山系譜伝』の善謙の記載部分と前掲の『日次記』の記載と比較することは意味がある。そこで、『高城山系譜

本書は、浄泉寺文庫に所蔵される善謙の記録した『日次記』である。筆者善謙に関する伝承は、各地の石州門徒に口碑として存在するが、この『日次記』の巻末部に自身の備忘のためか若干の略歴が記載されているので紹介したい。

文化八辛未年 七月七日誕生

天保七丙申年 三月十三日入院

同 庚子年 得度御免

同 壬寅年 五月住持相統

安政八辛酉極月 養父善量死去

十五世 善謙

右の『日次記』の記載の信憑性は、島根県令藤川為親に明治十八年（一八八五）二月に浄泉寺から提出された『明細帳御引直願』に合綴された『高城山系譜伝』によって検討することができる。この『明細帳御引直願』の末部には、次の記

善謙『日次記』考（朝 枝）

伝』の善謙の項を次に引用する。

第十五代 善謙 波根立善寺出当寺中継トシテ

天保七年三月十三日入寺

右の記載は、善謙の入寺の日付を明確にしていることと、善謙が系譜に「中継」と記入した点が注意されるものである。以上の如く、『日次記』の記述と右の記事は一致する。

次に、善謙に関する史料について若干付記しておく。昭和五十五年（一九七九）六月に行なわれた浄泉寺山門修復工事の際に栃敷初男氏によつて報告された山門真柱部に墨書されたものがある。山門真柱部の墨書中には、「文久元年^{辛酉}二月日」と「現主善謙^{年令五十歳}」と記された部分がある。文久元年（一八六一）に五十歳に達していた善謙は、文化八年（一一八一）の誕生となる点で、右の報告も『日次記』の記載と年時が一致する。

以上の如く、善謙は天保七年（一八三六）三月に波根立善寺から彼の二十五歳の頃浄泉寺へ「中継」として「入院」したことが知られる。善謙が『高城山系譜伝』に「中継」と記すのは、十四世の善量には法嗣として実子が存在したにもかかわらず、学徳兼備の逸材として早くから名声のあった善謙を自己の後継者として迎えたことにあったと考えられる。善謙は、後年自己の後継者選定に際して一男四女のなかから四女ハギヨに宗乗に通曉した不染を迎へ第十六世とし、実男子

履典を浜田金蔵寺に入寺させた。^⑤このことは、善量が法嗣を決定する際に芸石の真宗の末寺と門信徒の教化を第一として選択したことによつて善謙の浄泉寺第十五世のことが成立したことに對するものであったと伝えられている。よつて、石州学派鼻祖仰誓からは、

仰誓―履善―善成―善量―善謙―不染

とその学統は次第した。^⑥

右の様な継職方法には、従来のような世襲制ではもはや地方の中核寺院の運営ができぬほど幕末の時代状況の厳しさが背景に存在したものと考えられる。^⑦

善謙は、天保十三年（一八四二）五月に住持相統、『過去帳』によれば、明治二十三年（一八九〇）十二月十八日卒、行年七十九歳であつた。この『日次記』は、文久元年（一八六一）から明治十四年（一八八一）までの善謙の身辺の様子が記載されている。これは、善謙の五十歳から七十歳に至る二十年間に相当する。『日次記』は、文久元年から明治三年までの十年間は、他の『日次記』からの拾遺である。明治四年（一八七二）以後は、月日に従つて記述されている。

本書の特色は、その記述されている時代が幕末から明治の初期に相当し、中央の動向、あるいは新政府の宗教政策がどのような形で地方の真宗僧侶に影響を及ぼして行くかを知ることができる点である。また、幕末の長州兵の石州駐屯の状

況、浜田県の動向など本書を参照することによって地方史に資する記述もある。次節で『日次記』の翻刻紹介をする。

二

翻刻に用いる『日次記』の書誌を記す。

写本、一卷一冊（全）。

寸法、縦九糎横二十糎。

装丁、袋綴。

表紙、茶色。

内題、なし。

外題、なし。

丁数、二百二十四丁（墨付二百十六丁）。

序文、なし。

奥書、なし。

備考、翻刻のための（凡例）は略す。

（○は付朝枝以下明治三年まで）

○従文久元酉年明治三年迄拾ヶ年間他寺法談并年中格別之大儀録之於中拾拳五三大儀書之

○文久元酉從三月十九日至廿八日 本廟大遠忌御執行遂致參詣出勤親拜見勤式等是生涯本望也

○文久二戌年阿女房 今年十月嫁于益田順念寺終於彼死

善謙『日次記』考（朝 枝）

矣

○文久四子年七月於矢上安樂精舎⁽⁵⁾講唱⁽⁶⁾導之時宮内□太郎者立寄語予曰昨夜河端勇殿急飛而通行語云京都十九日起大乱⁽⁷⁾依長州屋敷致出火此度者本山無覺東聞之者一同無不驚歎者其後委曲聞之本山無難

○元治二乙丑年五月上旬与酒井四郎兵衛同道而尾道迄出遊於彼俄志願余独乘船而上京八日七時大坂着從大坂陸地上京其節將軍称御進⁽⁸⁾發廿四万之同勢⁽⁹⁾京大坂之騷動言語難尽余見之驚懼而已

○同年九月從 御殿使者岸田伴次者來入告云当度從二乘殿 御門主御直ノ御沙汰ニ而主上非常御幸之節一条荒神口御新橋可調旨被為蒙仰依之此旨御達ニ相成候ト余聞之而心配別記云云

○慶応二寅年從御殿御召ニ付与蓮教浄蓮同道四月廿五日発錫而上京五月五日京着同月十日蒙御直命同月廿八日御用□六月朔日京発足同月十二日帰寺

○今年從六月初紀州家臣田辺安藤飛彈守為長長州政罰当駟通行而浜田迄出張人数凡千五百人從五日廿日頃迄当寺止宿兵三百余

○六月十三日於益田長州兵与福山兵雲州兵浜田兵初戰爭起身方兵大敗軍

○七月十四日於内田戰爭紀州雲州福山軍兵及敗軍十六日指⁽¹⁰⁾津悉退去從七月十八日七ツ時⁽¹¹⁾炳於城内城主□於諸藩而指因州退去領内庶民驚⁽¹²⁾歎耳

○從七月下旬銀領百姓一揆起古今未曾有之大變漸々当領相移三ヶ村大變

善謙『日次記』考（朝 枝）

○七月晦日ヨリ四日迄長州清末之兵育英隊人数八十人為芸州口堅当寺止宿

○八月十一日長州隊中河野狂太郎者於当寺本堂集於村中百姓演說此度長州軍之所由并政治方次^{（第）}矣

○八月將軍御他界余於芸州板村初聞之芸国其節謹身中也在当領無其沙汰

○慶応三丁卯年六月初津和野領軋法新政相触^{（一）}他宗無住ノ寺拾四ヶ寺当寺通寺日貫道場寛政年中道場号致免許軋法ニ付当度道場号廢ス

○八月廿六日 御殿御使林兵右衛門於九日市門立寺口達時節柄付自国御使僧被仰付依御直命御達書御倫旨御写等被御下十一月初ヨリ役所窺早速巡寺許□依之浜田初組々致巡寺極月廿二日御用

□帰寺

○慶応四戊辰年正月廿四日五日兩晚長州隊中人数千人当駅通行而趣芸当寺止宿之兵凡八十人^{（二）}見之者驚懼而已

○伝聞從正月三日將軍代一橋初会津等諸候□^{（改）}上^{（改）}京都^{（改）}与^{（改）}薩長土等^{（改）}於伏見八幡刃戰相起 御本殿御危急之場合也^{（改）}

○依之二月廿九日運光寺西善寺御見舞方^{（改）}上京

○兩寺四月七日帰国親聞之伏見戰相節^{（改）}大^{（改）}門主 御親影奉供而山科御退去 新門主新々門主於禁中猿ヶ辻御警衛被為在御苦慮不一方下旬新門主依時勢御供五人召連大坂大和河内辺被在御化益御殿御発画ノ^{（改）}時蓑笠而御出也上京氏^{（改）}伝言聞之為悲歎耳 二

月廿一日号追討御手初天皇大坂御幸被為在

○四月十四日 新御門主御遷化^{（改）}

○九月十二日貫道場為廢寺彼道場之跡移住重富願入寺^{（改）}

○十月十四日証心院

御寿像奉供当領引移リ廿六日七日当寺引受

○明治二己年三月七日天皇関東御幸蓮光寺上京中親拝見

○十月廿六日当領銀領朝廷ノ御支配相定リ大政官中直木直江称^{（改）}権知事ニ被支配也

○当年六月土用前ヨリ愁霖陰風凡六十日依之米穀不熟万民歎^{（改）}懷惱難尽言語矣

○明治三庚午年依昨年飢歲則村中乞食多已餓死者間々有之故強為聞一句法度從十五日十七日迄燒粥而為^{（改）}兩度相食^{（改）}及聞法也

○正月十三日夜長州脱隊渡辺清市者恨^{（改）}大政官之役人以上國慢僑奢不顧飢歲而庶民及□□苦或破壞於路旁地像等^{（改）}罪^{（改）}携^{（改）}数家蕩子企^{（改）}騷動^{（改）}懸之役恐懼之而悉出奔矣而後集銀料社人等偽雲州兵凡六十人及反覆彼清市者被打不意自害矣其後治世漸々為頭党□浜田妙成院之修檢自祈云吾嗈人此度頭党也起此騷動所由全如是演依之今入獄也

○三月六日御使林兵衛來入從

大御所様御壞紙御詠歌拝領於我生前大慶常壞慙愧之思仰洪恩耳当年御使僧^{（改）}栗^{（改）}雲方^{（改）}為^{（改）}当領御改正御試檢御差向四月十四日於中野村長円寺^{（改）}預御試檢委如別記

○八月十五日発足上京

大御所様御病氣新御所様東京御下向八月廿四日御帰洛九月六日新御所様於^{（改）}鎖^{（改）}間^{（改）}奉蒙親御直命伏而拭淚為尊敬耳

○九月中旬從津和野県達摠寺院之写

復古之祭典□□ニ相成候ニ付藩中初在町之一向々因々離檀之儀可及懸合候条此旨可致承知候尤向後必至活計無之向者申出之趣ニ寄取斗之科可申付候此段相達候」也

庚午十月

藩政聴

未当領雖無此沙汰隣領之事故戰栗如履薄氷

○十二月五日 御本殿至急御難迫付御使僧淨教寺御差向相成領内法中一統奉敬寺格以官割出銀別記云云

○拾ヶ年間他寺唱導百四ヶ寺歛衆苦痛大旨如左

(余白)

明治四辛未年從正月十六日至十八日迄御代官安本氏年回法座勤修

一念ニ弥陀ヲタノミ奉御文

○十六日ニ中 功德ノ下目連因同園見福德回云云

○十七日ニ中 難値難聞下五扇提ノ因云云

八座通俗諦安本自制過去帳ニ殘リケルヲ披露云云

正月從廿八日二月四日迄彼岸會於自坊所談

一念弥陀ヲ頼ミタテマツ御文

○廿九日晚欲知前世因則応見今世果下牛王前業ノ因云云

○二月朔日中ニ中

因果業報ノ下唐筆丁開伝座之時愛女□□□云云一遍発心之事云云

○晚自力難行ノ下鉄牛逢賊事云云

○二日ニ中本願ニ十方衆生設我得仏ノ仏ト一処ニ而若不生者ト機

善謙『日次記』考(朝枝)

法一体ノ本願云云

○晚良念禪尼聞法ノ因云云掟ヲ掟云云

○三日ニ中 凡夫易修下乱ノ三德ヲ等掟如常

○晚因果業報ノ下晋ノ王山県著□成□因云云

○四日ニ中 他力信ハ凡夫ノ計コト不破関之因云云

○八座安心ヲ因シ掟云云

己上

去極月十日京地円智房ヨリ被贈シ書翰当二日四日着書状趣 諸国共合院魔寺之所置有之向御所御苦慮之御事ニ御座候既ニ越中富山藩下三百余ヶ寺一ヶ寺ニ合併申候其外和州倭藩始近国追々盛ニ相成候由有志一同心痛置在候何分御国モ津和野ニ相隣候故偏ニ御守護專一ニ奉存候云云

当年始而斯難題承リ驚恐而已

(以下別稿)

1 『明細帳御引直願』(浄泉寺文庫蔵)。

2 真柱墨書部分は、枳敷初男氏によつて写真撮影されたものがある。拙稿『法要典拠上梓纂縁簿』考(『仏教史研究』第十四号)参照。

3 立善寺は、浄土真宗本願寺派(島根県大田市波根町一八六四)。

4 第十六世不染は、明治二十七年(一八九四)二月十八日四十七歳にて没、ハギヨは、明治四十二年(一九〇九)五月三十一日六十一歳にて没。尚、長女フサヨは益田順念寺、二女ミナは

善謙『日次記』考（朝 枝）

宮迫蓮光寺、三女アイは、浜田金藏寺に嫁した。

5 金藏寺は、浄土真宗本願寺派（島根県浜田市国分町一五二七）。金藏寺の歴代は「第十六世誓円、第十七世実行（中継履典）第十八世誓実、第十九世実彬、第二十世実明」と次第した。

6 尼川尚明「市木地区寺院―浄泉寺―」（『瑞穂町誌』第二集第六編文化史所収）参照。

7 不染は、法嗣として耶馬溪西浄寺猶子、台蓮城を迎えた。蓮城入寺には、大学林を首席で通した蓮城に注目した金藏寺誓実、瑞泉寺得玄の紹介、服部範嶺和上の推挙があり、これも善量以来の法嗣決定の伝統をふまえたものと伝えられている。蓮城は、明治元年（一八六八）生、明治二十九年（一八九六）九月十八日入寺、昭和十五年（一九四〇）二月五日七十三歳にて卒。

8 安樂寺は、浄土真宗本願寺派（島根県邑智郡石見町矢上一二六三）。

9 禁門の変。

10 酒井四郎兵衛については不明。文久年間浄泉寺肝煎市木早水新井屋四郎司と同一人物か。「酒井本家及び関係親族の略系図」（酒井久仁夫氏所蔵）参照。

11 将軍家茂上京。

12 御幸橋架設。『本願寺史』第三卷第一章「明治維新と本願寺」十頁参照。

13 蓮敬寺は、浄在真宗本願寺派（江津市敦川町）。

14 浄蓮寺は、浄土真宗本願寺派（島根県那賀郡三隅町三隈一六〇七）。

15 浜田藩主は、松平武聡。この間の経緯は「藩の去就と長州支

郷」（『浜田市誌』上巻）二六三頁参照。

16 「三ヶ村」とは、矢上村、中野村、井原村のことである。

17 石州口は清末藩主毛利元純を総帥とする。育英隊は、清末藩主匡邦が天明七年（一七八七）に興した育英館の学生と関係があるか。『山口県政史』（上巻）「第六章教育・宗教および文化」二三四頁参照。

18 戊辰戦争、鳥羽・伏見の戦。

19 蓮光寺は、浄土真宗本願寺派（島根県邑智郡瑞穂町上田所）。西善寺は、浄土真宗本願寺派（島根県邑智郡石見町矢上）。

21 「猿ヶ辻御警衛」、この警衛は、徳如、明如両新門参加九十五日間にわたる。

22 徳如新門跡諱は光威、四十三歳にて遷化、諡して信欽院。

23 願入寺は、浄土真宗本願寺派（島根県邑智郡石見町日貫三〇三二）。

24 長円寺は、浄土真宗本願寺派（島根県邑智郡石見町中野一三七七）。

（一九八二年七月三十一日稿）

（龍谷大学助教授）